

## §4 区役所どうですか？

このコーナーでは、区役所の取組を掘り下げて紹介します。今回は、災害時要援護者支援事業です。

### 1 “災害時要援護者支援” ～災害が起こったときの助け合い～

にご意見を！

#### ☆災害時要援護者支援とは

地域と一緒に土台を作ることで、

- ◆災害時にどこに誰がいるのか？を地域の人に知ってもらう
- ◆災害時に助け合える関係を地域に増やしていくことを、目的としています。



事業マスコット  
あんぴちゃん

#### 〈災害時要援護者〉

災害が発生したときに、自分や家族の力だけでは安全な場所へ避難できなかつたり、避難所での生活に大きな困難があるなど、周りの人の手助けや特別な配慮が必要な人のことです。

#### 〈これまで〉

各地域において、高齢者を対象とした見守り訪問の実施や、また災害時支援が必要とされる高齢者等のリストやマップを独自でお持ちの地域もありました。しかし、一方で個人情報の取扱いなど、取組みの進め方が難しい点もありました。

#### 〈現在の取組み〉

そこで淀川区では、区全体で平時の見守りや助け合い、災害時に備えての取組みを進めることとし、現在その取組みが各地域で行われています。

#### ☆平成 25 年度の取組み状況

- 平成 25 年度は、公募により淀川区社会福祉協議会に事業を委託して進めています。
- 各地域では「日頃の見守りと災害時の助け合い」について意見交換会が行われたのち、要援護者登録の申込みについてのお知らせ方法や申込書の提出方法が決められました。
- 現在、淀川区全体で **4,500** 件程の登録希望（**手上げ方式**）があります。  
※手上げ方式：各地域より要援護者支援についてお知らせし自発的に手をあげるよう呼びかけ、支援を希望される人は、登録用紙を記載し提出いただく方法
- これから各地域で地図に要援護者の方の所在や地域の特徴・資源をマップに記載し、要援護者マップが作成されます。



☆平成 26 年度の取組みについて（現在、予算要求を行っています）

- 今年度作成した要援護者登録者名簿の更新作業と新たな登録希望者を募ります。  
マップの更新や充実を行います。
- 要援護者の方への相談について支援していきます。
- 区役所で保有する要援護者名簿と 25 年度作成した要援護者登録者名簿の突合を区役所でおこない、対象者の方に地域で保有する名簿への登録について同意確認（同意方式）を行います。  
※同意方式：要援護者ご本人に直接的に働きかけて、取組みの情報を伝えたり必要な情報を収集し、登録者の拡大を行っていく方法。
- 要援護者と支援者のマッチング方法などについて検討していきます。
- 避難訓練で福祉避難室の開設訓練を行います。

**災害時、自力での避難に不安がある方は、ぜひご登録を！**

一人での避難に不安はないですか？



**①登録**

登録の方法は地域役員等の皆さんから友愛訪問や日頃の声かけの際、またチラシ等でお知らせします。  
◆詳細は、  
淀川区社会福祉協議会  
まで

**②町会など地域  
で名簿やマップを作成**

**日頃の見守り + 災害時の助け合い**

**誰もが助けられたり・助け合える関係をこれを機会に考えてみましょう**

Q：名簿やマップの保管はどうなるの？

A：淀川区役所と地域責任者が厳重に保管し、災害時に地域で活用できるようにします。

**◎みなさまからのご意見・ご要望をお聞かせください！**

災害時要援護者支援について、ご意見等ございましたら、下記までお願いいたします。

淀川区役所保健福祉課 Tel:6308-9857 Fax:6885-0537 E-mail:[tl0006@city.osaka.lg.jp](mailto:tl0006@city.osaka.lg.jp)